

別紙 1

輸送の安全に関する情報の記録及び保存方法

本規程第 18 条第 3 項の取り扱いについて、事業所で所持している「輸送の安全に関する情報」は安全統括責任者が責任を持って記録・保管をする。

情報全般は、作成したものを書類はファイルに、データは記録媒体等にそれぞれ記録する。

記録したものは、安全統括責任者の管理下のもとロッカー等の収納庫に保管する。使用する際は、安全統括責任者の許可を得る。

保存期間は、記録開始日より 3 年とし、期間の満了を迎えたものから順に廃棄するものとする。尚、廃棄には安全統括責任者及び統括運行管理者の了解を必要とする。